

カード認証による窓口取引の開始について

平素は伊予銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当行では「カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定」を新設しました。

今後もお客さまの期待にお応えできるよう努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

1. 対象者

個人のキャッシュカード保有者（代理人カード除く）

2. 「カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定」

カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定

個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の規定を適用させていただきます。

1. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）等について発行したキャッシュカード（ただし代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体、非居住者、営業性個人および当行が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当店のほか当行本支店の店頭設置したカード認証が可能な当行所定の機器、EQシステムおよびタブレット（以下「受付機」といいます。）におけるカード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

2. (カード認証)

カード認証とは、受付機における銀行取引について、本人であることの確認手段としてカード情報の読取および届出の暗証番号を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

3. (本人確認等)

カード認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- (1) 受付機によりカード認証を行い、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認します。
- (2) 預金の払戻し等にあたっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- (3) 第1項により一致を確認のうえ取扱いましたうへは、来店者を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 第1項の取扱において当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カード認証取引を停止させていただきます。

4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- (1) カード認証口座とカナ氏名、漢字氏名、生年月日、郵便番号、漢字住所が同一である定期預金の解約。
ただし、預金者本人であることが本人確認書類の提示等により確認できる場合について払戻しを行います。
- (2) カード認証口座とカナ氏名、漢字氏名、生年月日、郵便番号、漢字住所が同一である各種届出およびサービスの申込み。
- (3) その他当行が定める取引。

5. (利用方法等)

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証の対象取引は、取引の依頼を行い、受付機 (EQ システム) にカードを読み取らせてください。
- (2) 受付機 (タブレット) に表示される取引内容を確認いただき承諾 (申込) する場合は、カード認証を行ったカードの暗証番号を入力してください。
- (3) カード認証の対象取引は、当行が第 3 条の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

6. (取引内容の確認)

預金の払戻し・書替については通帳 (証書) とともに窓口にご提示ください。

7. (障害時等の取扱い)

停電・故障等により受付機による取扱いができない場合には、お取扱いできません。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、キャッシュカード規定、ICキャッシュカード規定、生体認証規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定 (これらに付随する特約を含む) が適用されるものとします。

以上

3. 取扱開始日

2019年2月25日より順次取扱可能店舗を拡大していきます。

取扱開始日は各店舗により異なります。

○詳しくは、お近くの支店窓口へお問い合わせください。